

平成 30 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	18	事 業 所
年 間 総 給 水 量	14,303,985	立 方 メ ー ト ル
う ち ろ 過 水 量	5,803,500	立 方 メ ー ト ル
一 日 平 均 給 水 量	39,189	立 方 メ ー ト ル
う ち ろ 過 水 量	15,900	立 方 メ ー ト ル

(2) 主要建設事業

事 業 名	施 行 場 所	事 業 費	事 業 概 要
第一北上中部工業用水道建設事業	北上市地内	321,927 千円	沈殿池増設基本設計等

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	978,991 千円
第 1 項 営 業 収 益	903,075 千円
第 2 項 財 務 収 益	18 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	75,898 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	920,182 千円
第1項 営業費用	869,231 千円
第2項 財務費用	50,413 千円
第3項 事業外費用	38 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 353,773 千円は、過年度分損益勘定留保資金 290,288 千円、当年度分損益勘定留保資金 17,527 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45,958 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	670,700 千円
第1項 企業債	670,700 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,024,473 千円
第1項 建設費	321,927 千円
第2項 改良費	349,069 千円
第3項 企業債償還金	284,147 千円
第4項 他会計からの長期借入金償還金	69,330 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)

(期 間)

(限 度 額)

第一北上中部工業用水道配水管布設工事

平成30年度から平成31年度まで

67,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	670,700千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、671,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 166,236千円

（2）交際費 50千円

（他会計からの補助金）

第10条 第二北上中部工業用水道における金ヶ崎ろ過施設（第二期）の維持のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31,421千円である。